

監理団体・実習実施機関向け

技能実習生が建設作業を 安全に行うための第一歩

2015年3月

公益財団法人 国際研修協力機構

目 次

◎ はじめに	3
I 安全衛生確保対策全般	4
II 実習生とのコミュニケーションの確保	6
III 制度が特有に抱える問題への対応	7
IV 建設業における実習生の労働災害発生状況（2013年度）	8
V 建設業における実習生の労働災害事例	9
VI 労働災害事例より判明した問題点及び対策 （災害から学ぶ「こうすれば安全」!）	10
VII 技能実習生向けリーフレット	12
第1 安全作業は何のために必要か?	12
第2 建設現場はどのような特徴があるか?	13
第3 建設作業における安全ルールとは?	14
第4 作業を安全に行う基本は?	16
第5 作業に着手する前に現場の状況を確認しよう!	18
第6 資格の取得や特別に教育を受ける必要のある業務とは?	19
第7 墜落・転落しないためにはどのような注意が必要か?	20
第8 建設現場で立ち入ってはならない場所とは?	22
第9 現場で作業を行う際、上下にはどんな注意が必要か?	24
第10 荷の積み卸し作業を安全に行うためには?	25
第11 電気、電動工具の取扱いにはどのような注意が必要か?	26
第12 緊急事態が発生した場合、どう対処すればよいか?	27
第13 不安全行動はどうすれば防げるか?	28
第14 建設現場での安全活動にはどのようなものがあるか?	29
第15 建設現場における一日の安全活動を理解し積極的に参加!	30

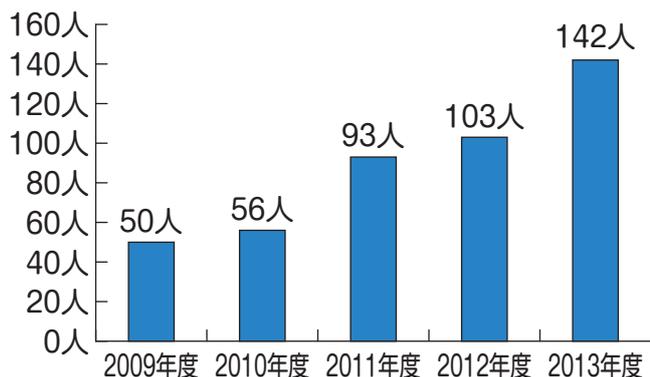
はじめに

◎本リーフレットのご活用

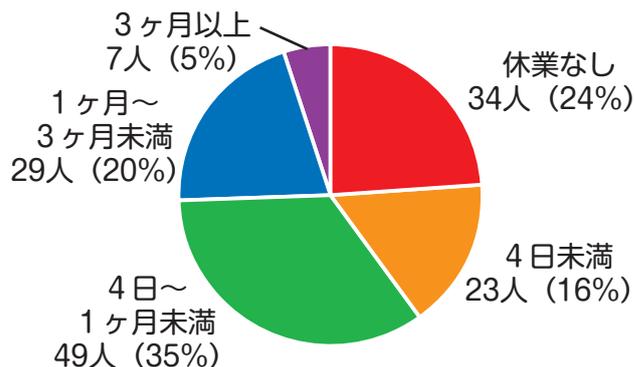
- ①技能実習生（以下「実習生」という。）が日本で技能等を修得し、それを母国に持ち帰り普及することが制度本来の趣旨です。
- ②実習生がケガや病気で技能実習を中断するといった事態は、本来あってはならない不測の事態です。
- ③本リーフレットは入国して日が浅い実習生が日本での作業や生活に慣れない状況でケガや病気をすることがないように、初歩的な事項を取りまとめました。実習生が入国した時の講習や実習実施機関（以下「企業」という。）に配属された際、教育用としてお使いいただければ幸いです。

◎建設業における実習生の労働災害・死亡事故の発生状況と問題点

労働発生件数の推移



休業日数別内訳（2013年度）



- ①建設業における実習生の労働災害が近年急増しています。
- ②建設業における実習生の労働災害は重篤度が高いのが特徴です。
- ③労働災害による死亡全体に建設業が占める割合が高い外、交通事故、脳・心臓疾患による死亡にも注意が必要な状況です。

◎関係者がそれぞれの立場を踏まえた、安全かつ健康な職場作りを推進！

- ①実習生との雇用関係がスタートすれば、企業は労働安全衛生法の事業者として、安全衛生の確保に向けた対応が求められます。
- ②上記①に伴い実習生は労働者として位置付けられます。
- ③監理団体（以下「団体」という。）は、入管法令に基づき技能実習の適正な実施について、企業等を指導することが求められます。
- ④制度関係者は、安全第一の理念の下、それぞれの立場を踏まえ、実習生の作業の安全と健康の確保に向けて力を合わせましょう！

I 安全衛生確保対策全般

1 取り巻く状況を踏まえた対応

- ①実習生が建設現場で作業に従事するケースは必ずしも一般的ではなく、ヤードや加工場での作業、準備作業、補助作業において労働災害が多くみられる状況にある。(P8参照)

- ②今後、実習生が建設現場で就労する機会が拡大した場合、それに伴い建設現場で多くみられる墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、崩壊・倒壊災害の増加が懸念される。

- ③上記①、②の状況を踏まえ、実習生の作業形態に応じた安全衛生確保対策の推進に留意する。

2 企業における対応

①事業者としての対応

- ・労働安全衛生関係法令の遵守をベースに、実習生の作業の安全及び健康確保に向けた活動を推進する。その際は、足場からの墜落防止対策の強化に向け、労働安全衛生規則が改正され、2015年7月1日から施行予定であることに留意する。(P11参照)
 - ・実習生が外国人であることを踏まえ、言葉の壁や生活習慣の違い等を考慮の上、作業手順の徹底や安全活動の推進を図る。
 - ・作業に当たっては、実習生との間に意識の食い違いが生じることのないよう密にコミュニケーションの確保を図るとともに、制度が特有に抱える問題への対応にも留意する。
-

②安全衛生教育の推進

- ・作業に慣れない状況における労働災害が多くみられるので、企業配属時に重点を置いた教育(雇入れ時の安全衛生教育)を推進する。
- ・新たな現場に入場して日が浅い段階で、労働災害が発生する傾向が一般的に指摘されており、とりわけ実習生について問題発生が懸念されることから、現場に新規入場させる場合の安全衛生教育の徹底に留意する。
- ・外国人であることを踏まえ、実習生が理解できる方法による教育、とりわけ建設現場で使用さ

せる機械設備、安全装置又は保護具の使用方法の確実な理解に留意する。

③言葉並びに職場環境への配慮

- ・労働災害防止に向けた指示等が理解できるよう、必要な日本語及び基本的な合図等の徹底を図る。
 - ・労働災害防止に関する標識、掲示等が理解できるよう、図解等の方法による周知に配慮する。
-

④健康診断の実施等

- ・法令で定める健康診断を実施し実習生の健康確保を図る。併せて、健康診断の目的・内容、実施結果等が理解できるよう、説明方法にも配慮する。
-

⑤その他

- ・労働災害が発生した際、労基署に故意に報告しなかったり、ウソの報告をすると労災かくしとして、法令違反の責任を問われる重大な事態につながるので、決してそのような対応はしないこと。
- ・労働災害以外の死亡事故も散見されることから、生活指導と連携した総合的な死亡事故防止対策の推進に留意する。(脳・心臓疾患予防対策、交通安全の確保(自転車等)など)

3 団体における対応

- ①実習生の作業の安全と健康確保に向けた企業の対応について、技能実習の適正な実施という観点から、建設業が抱える特殊性を十分考慮の上、必要な指導を行うこと。
-

- ②企業、実習生の安全衛生活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行うこと。

Ⅱ 実習生とのコミュニケーションの確保

1 建設現場におけるコミュニケーションの確保

- ①周辺作業者との円滑なコミュニケーションが、建設現場における安全確保に果たす役割は大きいことを深く認識し、関係者が一体となってその実現に取り組む。
- ②実習生の一人作業は避け、チームとして動くことに留意する。

※対応例

- ・実習生が親しく話せる一般従業員がペアになり、作業指示等の伝達役を果たす。
- ・実習生が企業に複数在籍していれば、滞在年数の長い日本語が理解できる者が一般従業員との連絡役を果たす。

2 日常生活におけるコミュニケーション

- ①実習生の体調不良や日常生活で抱える悩み等が作業の安全に及ぼす影響も懸念されるため、生活指導員を中心に問題点の把握に努め、生活指導の徹底等により適切な対応につなげる。

※対応例

- ・実習生を定期的に招集し企業と意見交換の場を設ける。
- ・実習生を対象とした個別相談会を開催し、企業とのコミュニケーションを深める。

3 母国の家族等とのコミュニケーション

- ①母国の家族等との円満な関係が日本での生活に果たす役割は少なくないことから、コミュニケーションの状況にも気を配り、必要に応じて支援を行うこと。

Ⅲ 制度が特有に抱える問題への対応

1 制度本来の趣旨を踏まえた対応

日本の技能等を発展途上国に普及することが制度本来の趣旨であり、安全衛生もその対象に含まれる。よって、ケガをさせないという視点に止まらず、日本の安全文化を体得させ、安全衛生に係る技能等を母国に持ち帰り普及させるという視点での指導が望まれる。

2 入国して日が浅い実習生への対応

①企業配属当初は、体力面も含め作業に慣れる期間を設けることが望ましい。さらに、簡単な作業から始め、慣れるに従い徐々に難しい作業といった段階を踏まえた仕事の割り振りにも留意すること。

②作業指示を行う際、実習生の返事を鵜呑みにしない。本人の作業状況を見守り、指示内容を十分理解できているかを確認し適切にフォローすること。

③「やってみせる」、「やらせてみる」ことで、作業手順を確実に伝えることに留意する。

3 経験を積んだ実習生に対する注意事項

作業に慣れた段階では却って油断が事故を誘発することになりかねないので、在留期間にかかわらず常に原点に立ち返った安全作業を心がけるよう指導する。とりわけ、帰国間際の気の緩みに注意する。

4 言葉の問題への対応

①日本での生活に日本語が果たす役割は大きいので、団体、企業は実習生の修得促進に向け支援を行うこと。

②安全衛生や建設関係の基本的用語（日本語）の理解促進に向け、指導援助を行うこと。とりわけ、危険を表わす日本語の修得促進に留意する。

③建設用語に係る方言については、辞書を作成して実習生の理解を促す等の配慮を行うこと。

④実習生が過度に萎縮することがないように、平素の言葉使いにも気を配ること。

5 その他

①企業に配属された実習生が1人しかいない場合は、孤立することのないよう、日常のケアや周辺の実習生、地域社会との交流促進等に配慮する。

IV 建設業における実習生の労働災害発生状況（2013年度）

◎近年労働災害が急増傾向

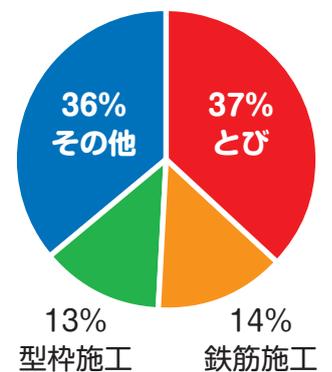
[2009年度50件、2013年度142件]

◎重篤な労働災害の占める割合が極めて多い

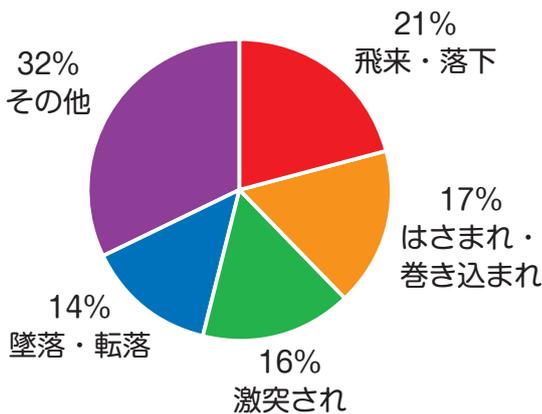
[休業4日以上60%]

◎とび、鉄筋、型枠が約3分の2

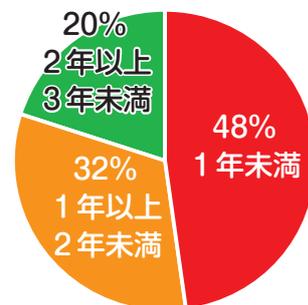
- とび作業に多いパターン→材料の受け渡しの際、材料を落としたり、移動中材料につまづいて転倒するケース。最近は墜落・転落災害も目立ち始めている。
- 鉄筋作業に多いパターン→加工場で鉄筋加工機等を用いて鉄筋を加工する際、けがするケース
- 型枠作業に多いパターン→切れこすれやハンマーで指を叩くケース



◎「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」が過半数



◎入国して1年未満が半分程度



◎上記以外に目立つパターン

- 材料や加工した製品を現場に運搬するため、これらをトラック等に積み込む作業において、クレーンや重機に接触したり、荷台でバランスを崩して飛び降りた際被災するケース

V 建設業における実習生の労働災害事例

◎死亡事例

①墜落・転落災害

- ・オフィスビル解体工事現場において9階で作業中、棟間の隙間から約40m下の地上に墜落した。
- ・自動車塗装工場の解体工事現場で、工場の屋根のスレートを撤去するため、屋根の上のスレートを鉄骨に固定している金具を外す作業をしていて、スレートを踏み抜き約7m下のコンクリート床に墜落した。

②はさまれ・巻き込まれ災害

- ・パイプライン設置工事現場において、工事用資材の移動作業を行っていたところ、モルタルミキサーが倒れ、道路横の擁壁との間に挟まれた。
- ・プレカットの自動柱加工機でホゾ加工作業中、機械の木屑を掃除機で除去していたところ、柱を掴み固定する器具が自動で進行してきて本人の背中に激突した。

③転倒災害

- ・倉庫新築工事現場で整地用自動式転圧ローラーを後ろ向きで引っ張りながら作業していて、水抜き用の穴に転落し操作していたローラーの下敷きとなった。

④熱中症

- ・一般民家解体工事現場で解体作業に従事していて、夕方奇妙な行動を取りはじめ意識がなくなったため救急車で病院に搬送されたが、数時間後に死亡した。

◎死亡以外の事例

①飛来・落下災害

- ・とび3名で上中下の3段に分かれて、枠組み足場の撤去作業を行っていた。鳥居型建枠を手渡しで下ろしていたところ、中段のとびが誤って手を滑らせ建枠が落下、下の階にしたとび（実習生）に当たった。

②はさまれ・巻き込まれ災害

- ・鉄筋加工場において、鉄筋の曲げ加工を行っていた時に、鉄筋と加工機盤に誤って手袋を巻き込まれた。
- ・資材置き場において、材料をトラックに積み込む作業に従事していて、資材とトラック荷台との間に指を挟み負傷した。

③激突され、激突災害

- ・足場の資材置場で部材の整理をしていたところ、フォークリフトがバックで接近し左足をひかれた。
- ・鉄筋加工場において、鉄筋の上から飛び降り足首を捻挫した。

Ⅵ 労働災害事例より判明した問題点及び対策 (災害から学ぶ「こうすれば安全」!)

1

足場等高所作業における墜落防止措置の徹底

- ・作業床・手すり・親綱取付け設備の設置、安全帯の着用等

2

スレート等の屋根上での作業は、踏み抜きによる墜落を防止

- ・歩み板（幅30cm以上）を設置

3

建設機械の運転では必要な資格の取得や特別教育等を実施

- ・締固め用機械（自走式）の運転従事者には特別教育を実施
- ・運転開始前に作業場所周辺の状況を確認

4

危険予知活動の徹底

- ・あらかじめ作業に伴う危険性を予測し無理な作業をさせない。

5

機械の清掃等非定常作業では、機械の運転停止を徹底

- ・木工機械、電動ミキサー等

6

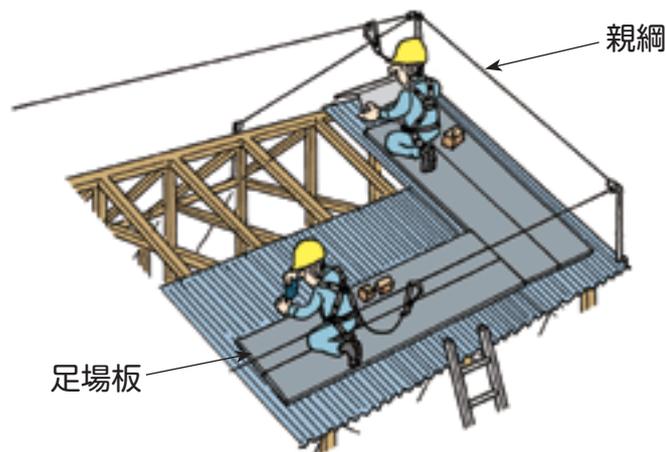
実習生の不安全行動を防止

- ・作業の段取り及び作業指示を明確に実施
- ・作業手順に基づく作業を徹底
- ・実習生に先走った行動、一人作業をさせない

7

夏場の作業では塩分バランスも考慮した飲料水を準備し小まめに補給

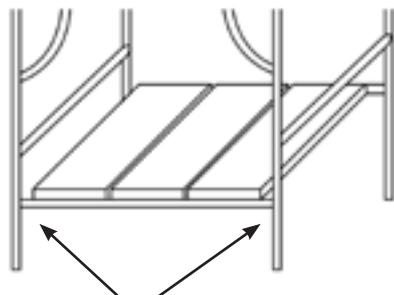
- ・とりわけ、入国して初めて夏を迎える実習生の体調管理に注意



スレートなどの屋根上の作業

足場からの墜落防止措置等に係る法令改正の概要 (2015年7月1日施行予定分 抜粋)

◎高さが2 m以上の作業床の要件を拡充

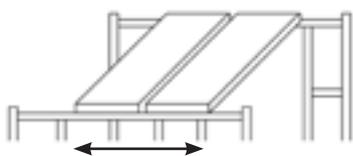


(床材と建地とのすき間を12cm未満に設定)

◎足場の組立て、解体又は変更の作業に係る墜落防止措置等の対象を高さ5 m以上から高さ2 m以上の構造の足場に拡大

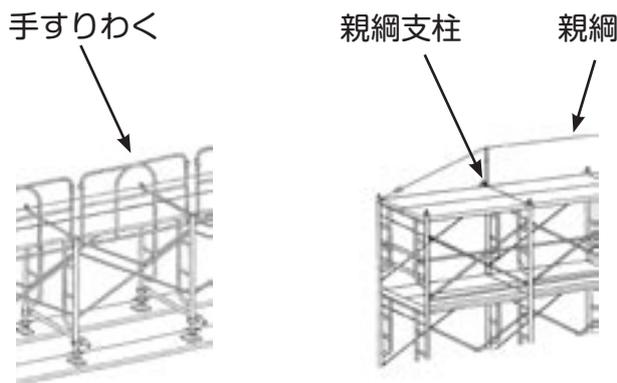
○足場材の緊結等の作業への対応

○作業床の幅



(40cm以上の確保が原則)

○安全带取付け設備の設置及び安全带の使用が原則



(安全带取付け設備の例)

◎特別教育の追加

→足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事する労働者には、特別教育を実施。（経過措置→施行の際、これらの業務に従事している者は、2017年6月30日までの間、実施を要しない。）

Ⅶ 技能実習生向けリーフレット

第1 安全作業は何のために必要か？

○安全作業の必要性

- ①労働災害でけがをしたり、身体に障害が残ったりすれば、自分自身はもとより、家族の心配や苦勞は計り知れません。
- ②まして、不幸にして事故によって死亡した場合、残された家族や周辺の者に大変悲しい思いをさせることとなります。
- ③作業中にケガしないよう、安全を最優先に細心の注意を払いながら作業を進めていくことが重要です。

○おぼえておきたい日本語、安全標識・看板の例

①安全第一（あんぜん だいいち）

◆どんなときでも あんぜんを いちばんに かんがえる。



②危険（きけん）

◆あんぜん ではない。あぶない。



③危険を知らせる日本語（きけんを しらせる にほんご）

あぶない！



はいるな！



さわるな！



おちる！



いくな！



くるな！



第2 建設現場はどのような特徴があるか？

○対応の必要性

建設現場は、他の産業現場と大きく異なりますので、その特徴をあらかじめよく理解しておくことが重要です。

○建設現場の特徴点

- ①元請と関係請負人（協力会社）が一体となりそれぞれの立場に応じて、労働災害や事故が発生しないよう安全衛生活動を推進します。
- ②作業の進行具合で、現場内の危険箇所が日々変わります。
- ③大型の機械が多数稼働しており、これに挟まれたり、接触すれば大きなケガや死亡災害につながりかねません。
- ④同じ現場内にいろんな職種の会社の人と一緒に作業しており、仕事の進行状況により作業内容が頻繁に変わります。
- ⑤作業が雨・風・雪等の気象条件に左右されます。
- ⑥墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害などが多く発生しています。また、通勤時や現場内での交通事故にも注意が必要です。

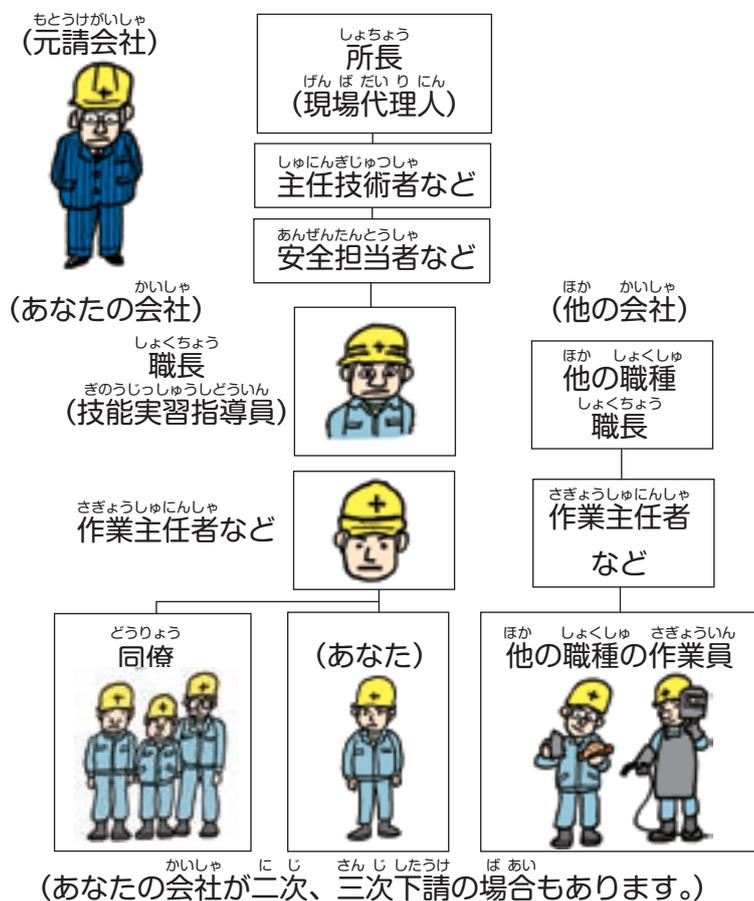
◎おぼえておきたい日本語

①職長（しょくちょう）

◆さぎょうを ちよくせつ しき
かんとくする しょくばの せ
きにんしゃ。

②墜落・転落災害（ついらく・てん らくさいがい）

◆けんちくぶつ あしば はしご
かいだん などから おちて
おきる けが。

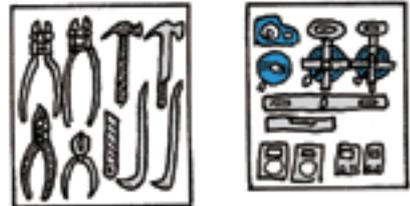


第3 建設作業における安全ルールとは？

かくしゅほごく ちゃくよう 各種保護具の着用



うんどう 4 S 運動



せいり
整理

どうく つか
道具は使いやすくしておきましょう

せいそう
清掃

せいけつ
清潔

せいとん
整頓

はいざい ま わ しげん
廃材は、混ぜるとゴミ・分けると資源だ

はいざい き ぼしよ しわ
廃材なども、決められた場所へ仕分けよう

○対応の必要性

自動車の運転に交通ルールがあるよう、建設現場にも私たちが安全に働くためのルールがあります。ルールをきちんと守りましょう。

○安全ルールの基本

- ①決められた現場のルールと作業手順を守ります。
- ②職長（技能実習指導員）等の責任者の指示を守ります。
- ③決められた保護帽（ヘルメット）、安全带（命綱）、防じんマスクなどの保護具をきちんと着用します。
- ④手すりなどの安全設備は勝手にはずさない。
- ⑤持ち場はいつも整理、整頓を心がけ、掃除して清潔に保ちます。（4 S運動）

◎おぼえておきたい日本語、安全標識・看板の例

①安全ルール（あんぜん るーる）

◆あんぜんに はたらく ための しょくばの きまり。

②作業手順（さぎょう てじゅん）

◆しごとを きめられた とおり あんぜんに おこなうための じゅんじょ。

③保護具（ほごぐ）

→けがや びょうきから じぶんの みを まもるため もちいる どうぐ。

④保護帽着用（ほごぼう ちゃくよう）

◆けが しないよう あたまに かぶり みを まもる。



⑤安全带使用（あんぜんたい しょう）

◆ゆかや てすりが ない こうしょで さぎょうするとき ついらく しないよう いのちづな つき べるとを もちいる。



⑥4 S運動（よんえす うんどう）

◆せいり せいとん せいそう せいけつに とりくむ しょくばの かつどう。



第4 作業を安全に行う基本は？

あごひもをきちんと
締める。

せいけつ からだ ふくそう
清潔で体に合った服装
を身につける。

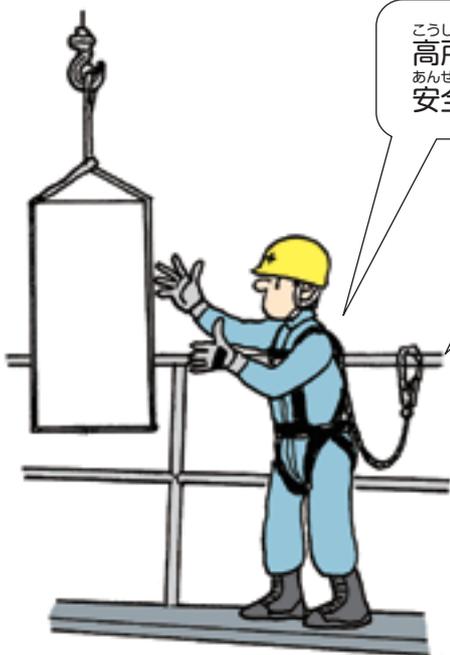
あんぜんたい
安全帯はしっかりと身につける。

うわぎ
上着のすそはズボンの中
にきちんと入れる。

そでぐち
袖口のボタンをとめる。

さぎょう てき
作業に適したものを
はく。

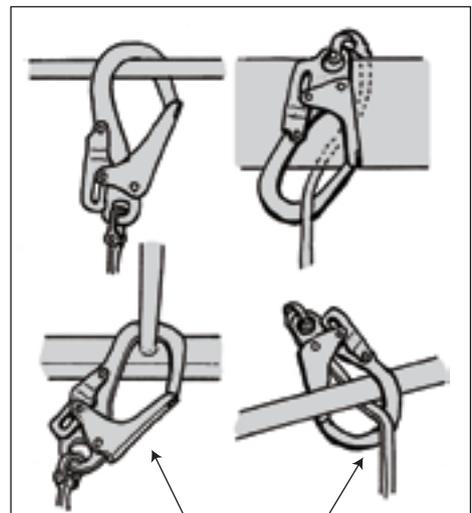
ズボンをはみ出させない。



こうしょ
高所では、かならず
あんぜんたい
安全帯を使用する

こし たか
フックは腰の高さ
より上部にかける

すいへい ぶ ざい
フックは水平部材に
ちよくせつ
直接かけるか、回しかけにする



このようなかたかけ方はしない

○対応の必要性

何ごとも基本が重要なことは言うまでもありません。とりわけ建設作業では、安全に関する基礎をしっかりと身に付け、常に安全作業を心がけることが重要です。

○作業を安全に行うためのポイント

①作業服

- ・清潔で体の大きさにあっているものを身につけます。
- ・上着のすそはズボンの中に、袖口のボタンは止め、またズボンをはみ出させないようにします。
- ・ポケットには危険なものや不必要なものを入れないようにします。

②保護帽の着用

- ・ヘッドバンドやあごひもを調整して、自分のあたまにきちんと合わせます。
- ・あみだとならないよう正しくかぶります。
- ・あごひものV字部分が耳に入るようにして、正しく装着します。
- ・頭にタオルや野球帽などをかぶったまま着用しない。
- ・墜落防止用と飛来落下防止用等があります。

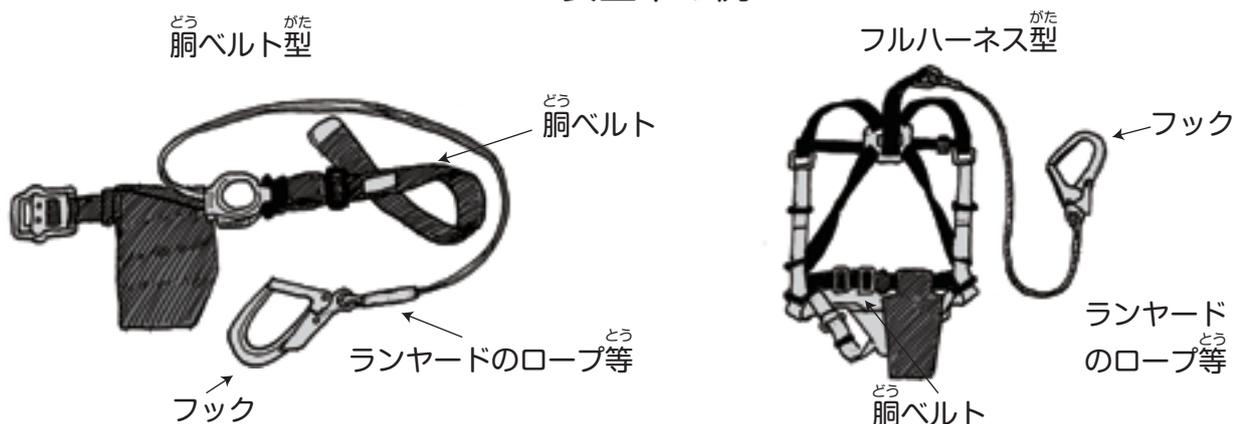
③安全靴の着用

- ・足元への重量物の落下や釘などの踏み抜きから自分の足を守るためのものです。用途に応じて、高所作業用、踏み抜き防止用等の種類があります。
- ・靴ひもきちんと締めて使います。また、週に1度は手入れして損傷の激しいものは交換します。

④安全帯の着用

- ・作業床や手すりがない高所、その他指示された場所で用います。
- ・胴ベルト型とフルハーネス型の2種類があります。
- ・フルハーネス型は、安全帯装着時の拘束感をなくし、万が一墜落した場合、衝突荷重が分散されるので、体への負担が軽減されます。
- ・フックを取り付ける箇所をしっかりと確かめて、腰より高い位置にフックがけをします。
- ・移動して作業等をする場合は、親綱をピーンと張ってから安全帯のフックをかけます。
- ・日常点検で胴ベルト、ランヤード等に破損箇所を見つけたら、新しいものに交換します。

あんぜんたい れい 安全帯の例



第5 作業に着手する前に現場の状況を確認しよう！

○対応の必要性

建設現場では作業の内容や状況が日々変化しますので、危険箇所も同じではありません。よって、作業開始前に現場の状況を点検し安全確保につなげることが重要です。思わぬ落とし穴が生じることを防ぐよう、作業現場の状況確認に注意しましょう。

○作業現場の状況確認

- ①職長（技能実習指導員）などから現場の状況の説明をよく聞き、正しく理解します。
- ②立入禁止場所、危険な箇所、安全通路、避難所などを確認します。
- ③消火器や救急用具の置き場所を確認します。

○おぼえておきたい日本語、安全標識・看板の例

①立入禁止（たちいり きんし）

◆そのなかにはいっては いけない ばしょ。



②安全通路（あんぜん つうろ）、作業通路（さぎょう つうろ）

◆ひとが あんぜんに あるく ことができる つうろ。



③昇降階段（しょうこう かいだん）

◆げんばで ひとが のぼり おり する かいだん。



④休憩所（きゅうけいしょ）

◆きゅうけい じかんに すごす ばしょ。



⑤最大積載荷重（さいだい せきさい かじゅう）

◆そのばしょ そのあしばに さいだいに のせられる じゅうりょう。



⑥火気厳禁（かき げんきん）

◆ひを つかっては いけない。



⑦喫煙所（きつえんじょ）

◆たばこを すっても いい ばしょ。



第6 資格の取得や特別に教育を受ける必要のある業務とは？

○対応の必要性

法令で資格の取得や特別に教育の受講が定められている業務があります。これらはとりわけ危険性の高い業務ですので、自らの判断で勝手に行わないこと。

○就業制限業務の取扱い

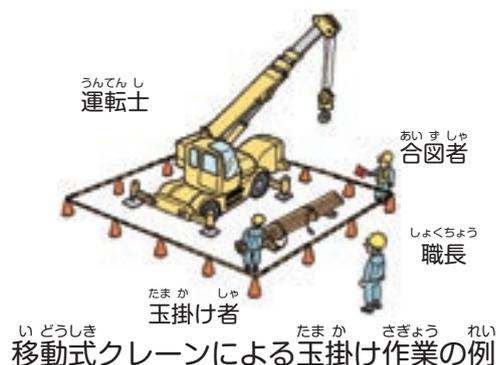
- ①法令で定める就業制限業務に従事する場合は、あらかじめ資格の取得が必要です。
- ②資格を持たずにこれらの業務に従事すれば、法令違反となりますので決して行わないこと。

○特別教育の受講

- ①法令で定める危険・有害業務に従事する場合は、安全又は衛生のための特別の教育の受講が必要です。
- ②これらの教育を受けていなければ、該当する業務に従事しないこと。

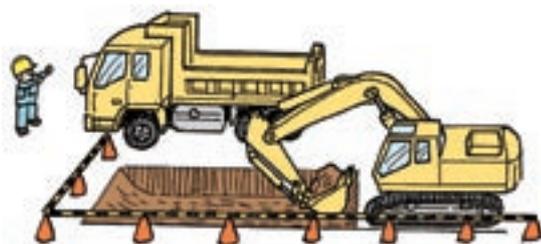
就業制限業務の例

- つり上げ荷重が1トン以上のクレーン・移動式クレーンの玉掛けの業務
- 作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務
- 機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用の車両系建設機械の運転の業務
- 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務



特別教育の必要な業務の例

- アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
- 作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転の業務
- 機体重量が3トン未満の整地・運搬・積込み用及び掘削用の車両系建設機械の運転の業務
- 締固め用機械で、不特定の場所に自走できるものの運転の業務
- つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務
- 研削といしの取替え等の業務
- 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務
(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)
(2015年7月1日施行予定、経過措置有)

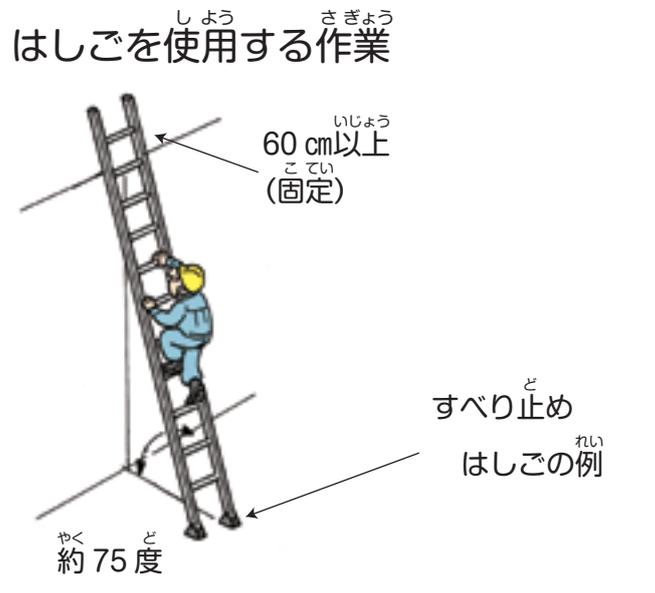
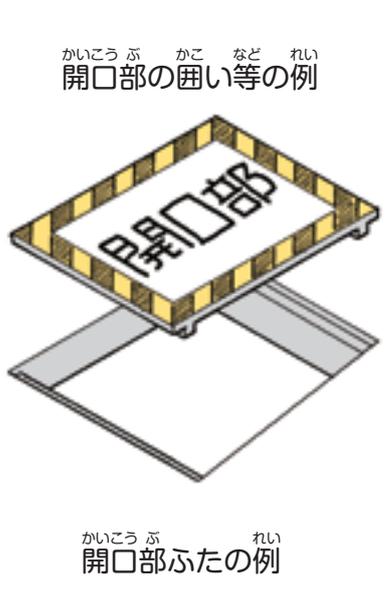
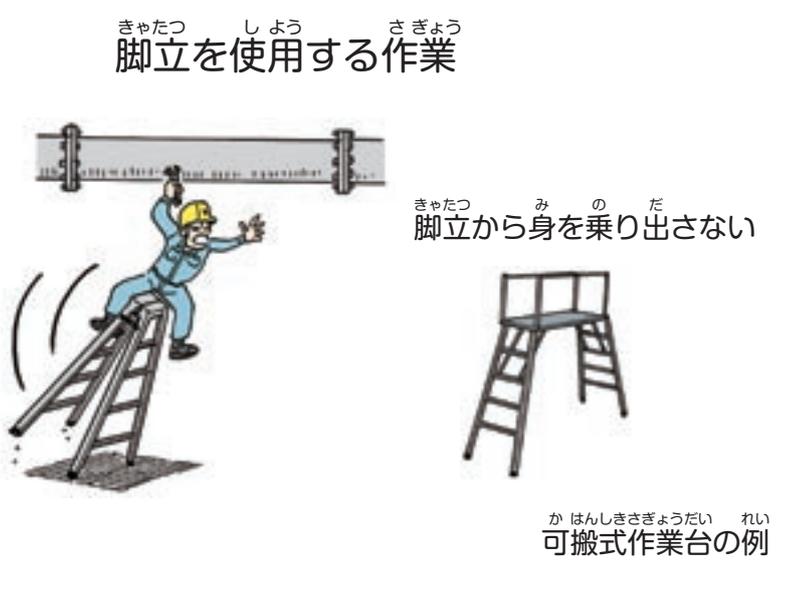
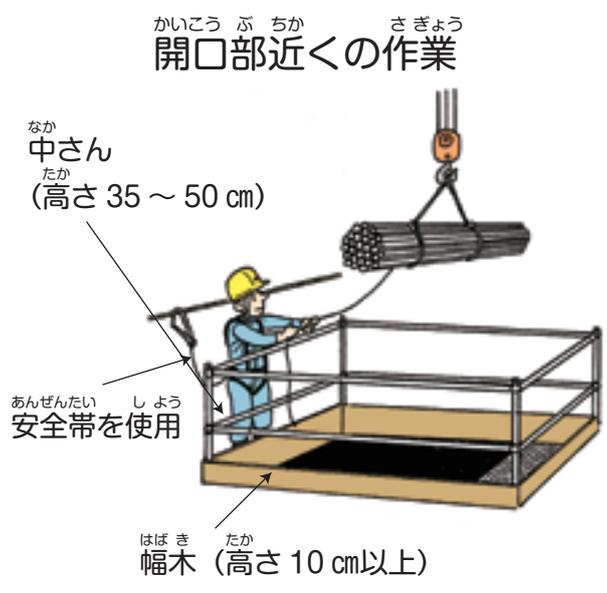
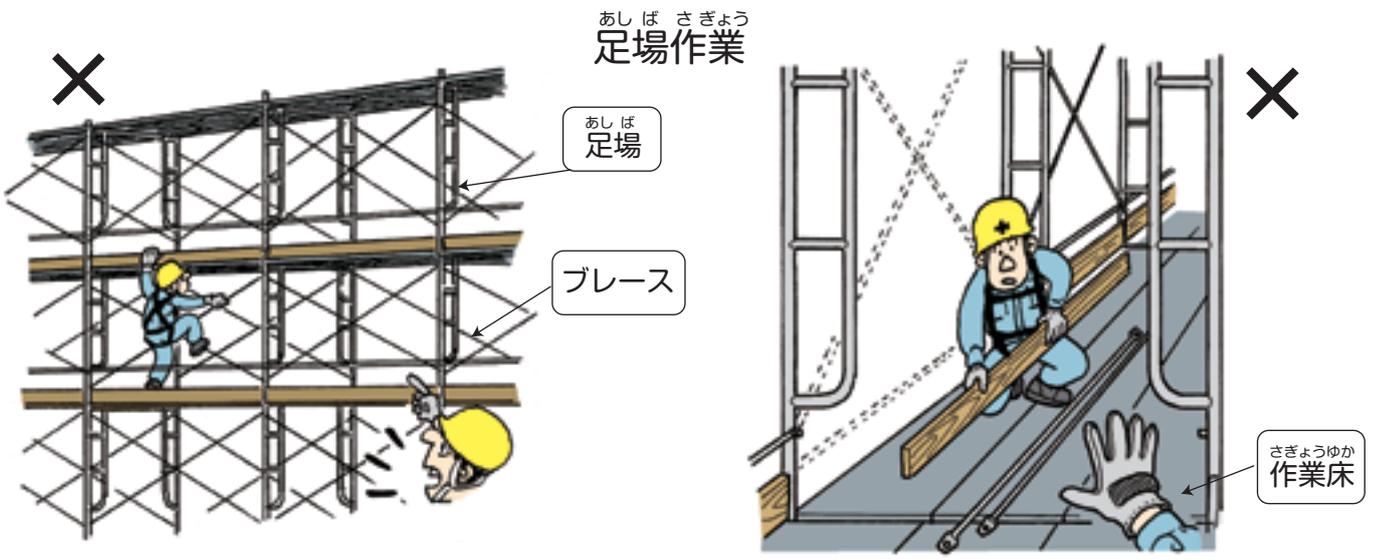


特別教育に準じた教育の実施が必要な業務の例

- 携帯用丸のご盤を用いた作業

しゃりようけいけんせつ まかい うんてんぎようむ れい
車両系建設機械の運転業務の例

第7 墜落・転落しないためにはどのような注意が必要か？



○対応の必要性

建設作業で最も注意が必要な安全対策です。高いところから墜落、転落すれば大きな災害につながりますので、そのようなことが決して起きないように万全を期しましょう。

○足場等の高所作業における注意事項

- ①足場等の高所作業では作業床、安全帯を必ず使用します。
- ②上下の移動には昇降設備、階段、はしご等を使用します。
- ③手すりやブレースは勝手に取り外さない。
- ④決められた安全通路を通ります。
- ⑤スレート屋根での作業では、踏み抜きを防止するための歩み板を用います。

○開口部近くの作業における注意事項

- ①開口部の手すりやふたなどを勝手に取り外さない。職長などの指示で外したときは、作業終了後直ぐに元に戻します。
- ②開口部から材料を取り込むときは、安全帯を使用します。
- ③開口部から物を落とさない。

○可搬式作業台、脚立を用いた作業の注意事項

- ①できるだけ可搬式作業台を使用します。
- ②可搬式作業台を用いた作業
 - ・昇降面に背を向けたり、物を手に持った状態で昇降しない。
 - ・天板上での作業は1人を原則とします。
 - ・滑りやすい場所や軟弱な地盤などでは使用しない。
 - ・天板に工具・資材などをできるだけ乗せないようにします。
- ③脚立を用いた作業
 - ・天板上に乗りたり、身を乗り出して作業しない。
 - ・開き止め金具は必ず使用します。
 - ・工具等を持って昇り降りしない。

○はしごを用いた作業の注意事項

- ①上部は60cm以上突き出し固定し、角度は75度ぐらいで使用します。
- ②すべり止めの付いたものを使用し、しっかりと据え付けます。
- ③物を持って片手で昇降しない。

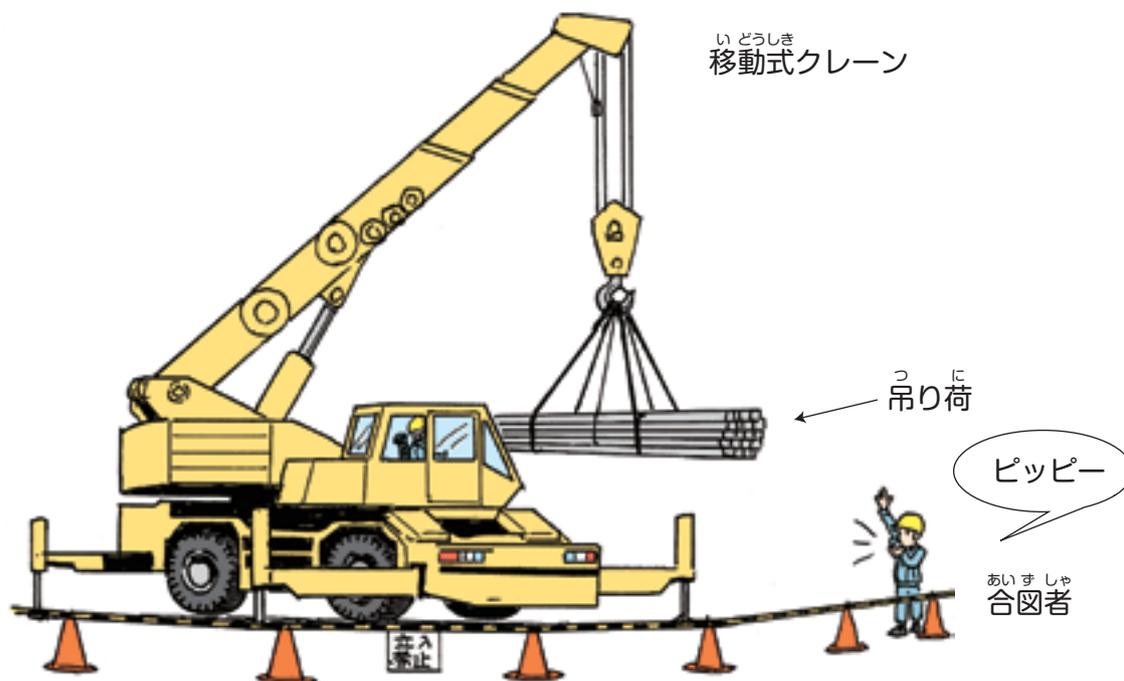
○おぼえておきたい日本語、安全標識・看板の例

- ①墜落注意 (ついらく ちゅうい)
 - ◆たかいところの さぎょうは あぶないので ついらく しないよう きをつける。
- ②開口部注意 (かいこうぶ ちゅうい)
 - ◆あいている ところから おちないように きを つける。
- ③足もと注意 (あしもと ちゅうい)
 - ◆だんさや かいこうぶに きを つけて あるく。



第8 建設現場で立ち入ってはならない場所とは？

いどうしきもち さぎょう 移動式クレーンを用いた作業



しゃりょうけいけんせつ きかいもち さぎょう 車両系建設機械を用いた作業

ドラグショベル



○対応の必要性

建設現場では危険性の高い場所が多くみられ、そのようなところに立ち入ると大きな危険にさらされることとなります。よって、立ち入りが禁止されている場所には、決して立ち入らないこと。

○クレーン等で荷をつり上げ移動する作業の注意事項

- ①作業範囲内は無断立ち入り禁止です。
- ②吊り荷の下には、絶対に立ち入らない。
- ③合図者の指示に必ず従います。
- ④立入禁止の標識・看板がある場合、絶対その中に入らない。

○車両系建設機械を用いた作業の注意事項

- ①車両系建設機械周辺の立入禁止区域内に無断で立ち入らない。
- ②ドラグ・ショベル（バックホウ）など旋回するタイプの建設機械の場合には、作業範囲内に絶対立ち入らない。
- ③合図者の指示に必ず従います。
- ④立入禁止の標識・看板がある場合、絶対その中に入らない。

◎おぼえておきたい日本語、安全標識・看板

- ①関係者以外 立入禁止（かんけいしゃ いがい たちいりきんし）

◆さぎょうに かんけいしない ひと は その なかに はいらない。



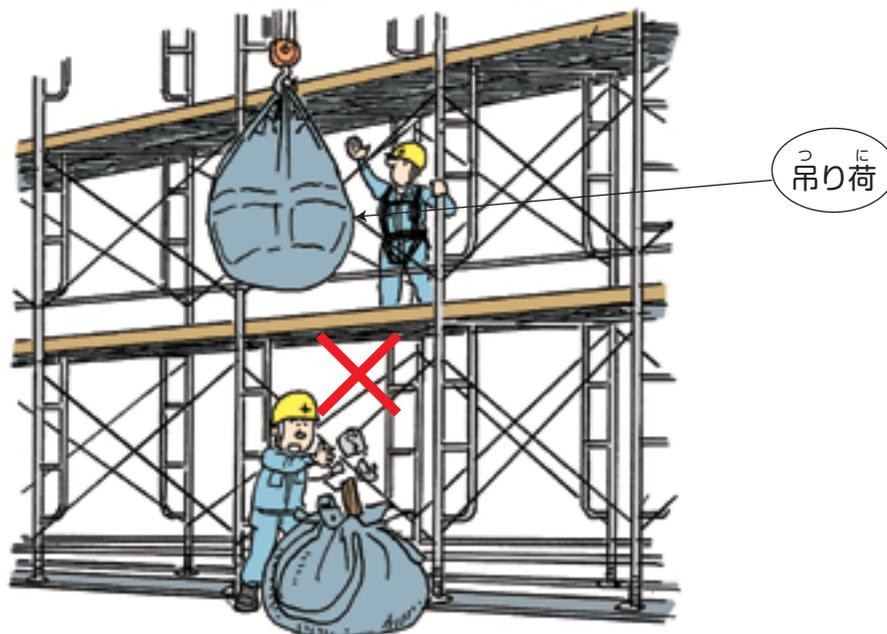
- ②作業範囲内立入禁止（さぎょう はんいない たちいり きんし）

◆くれーん いどうしきくれーん しゃりょうけい けんせつきかいが うごく まわりにははいらない。

- ③危険 吊り荷の 下に 絶対 入るな（きけん つりにの したに ぜったい はいるな）

◆たまがけ さぎょうは あぶない ですから つているものの したに ぜったい はいらない。

第9 現場で作業を行う際、上下にはどんな注意が必要か？



○対応の必要性

工事現場では、自分の上や下で作業が行われることがあり、自分の行動や他人の行動がケガにつながる可能性があるため、上下に注意して作業を進めます。

○上下作業における注意事項

- ①上で人が作業しているとき、その下で作業はしない。
- ②上下の共同作業では、お互い声をかけ合います。
- ③足場の上から物を投げ下ろさない。やむを得ず3 m以上の場所から物を投げ下ろす場合は、投下設備を設けるとともに、監視人の配置が必要です。

○おぼえておきたい日本語、安全標識・看板の例

①頭上注意（ずじょう ちゅうい）

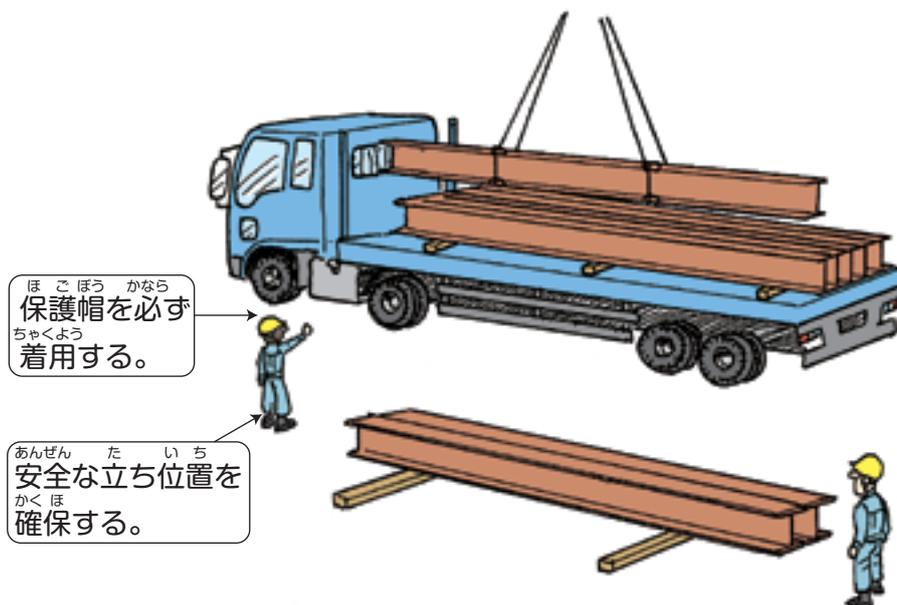
◆あたまの うえに きけんが あるので きを つける。



②危険 投げな 落とすな（きけん なげるな おとすな）

◆あぶない ですから ものを なげたり おとしたり しては いけない。

第10 荷の積み卸し作業を安全に行うためには？



○対応の必要性

材料や加工した製品を現場に運搬するため、これらをトラック等に積込む作業や積み卸す作業において、ケガが散見されますので、安全に注意し慎重な作業を心掛けます。

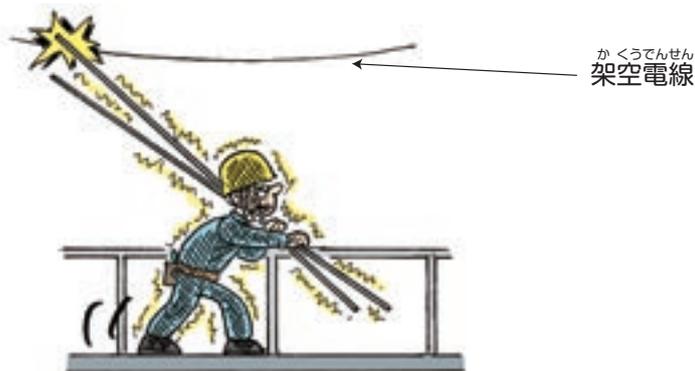
○荷の積み卸し作業における注意事項

- ①荷の積み卸し作業では保護帽を必ず着用します。
- ②荷台上での作業は出来るだけ避け、可能な限り地上から又は地上で作業します。
- ③不安定な荷の上はできるだけ移動しないようにします。
- ④背中とは荷台外側に向けないようにします。
- ⑤あおりを立てる場合は必ず固定します。
- ⑥荷台への飛び乗り、飛び降りといった不安全な行動をしない。

○おぼえておきたい日本語

- ①飛び乗り、飛び降り（とびのり、とびおり）
◆ちよくせつ にだいに かけあがったり にだいを かけおりたりする あぶない こうどう。

第11 電気、電動工具の取扱いにはどのような注意が必要か？



○対応の必要性

電気は100ボルトでも死亡事故が発生することがあり危険性が高いので、その危険性をよく理解して慎重に取扱います。

○電気の取扱いに関する注意事項

①屋上、屋根等で単管（鉄パイプ）等の長尺物を扱うときは、付近の架空電線等周囲に注意します。

○電動工具の取扱いに関する注意事項

①携帯用丸のこ盤等の安全装置（安全カバー）やディスクグラインダーのグリップは必ず使用します。

②電源ケーブル等の破損状況を確認し、アースは必ずとります。

③作業中移動する場合は、スイッチを必ず切ります。

④電動ドリルやディスクグラインダーを用いた作業では、手袋を使用しない。

○おぼえておきたい日本語、安全標識・看板の例

①感電注意（かんでん ちゅうい）

◆でんきは とても きけん ですから きを つける。

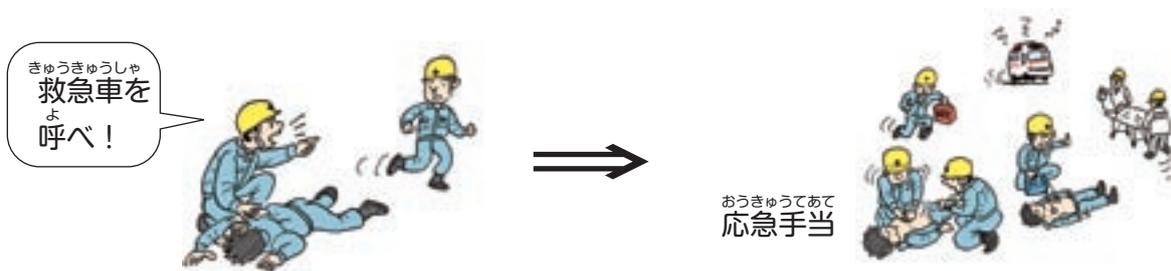


②高電圧危険（こう でんあつ きけん）

◆ここは でんあつの たかい でんきが ながれて いるので きけん。



第12 緊急事態が発生した場合、どう対処すればよいか？



○対応の必要性

職場において事故や災害が発生した時には、迅速適切な対応を心がけ、人の被害及び物の被害を最小限に抑えることが重要です。

○災害が発生した場合の対応

- ①まず被災者の救出と手当を最優先させます。
- ②どんなに小さなケガでも職長（技能実習指導員）に報告します。
- ③異常を発見したら、大声で周りの人に知らせると同時に、職長（技能実習指導員）に連絡します。救急車の要請は119番に行います。また、あらかじめAEDの配置場所を覚えておきます。
- ④感電、酸欠災害等の場合には、救助者が被災する二次災害の危険があります。責任者の指示に従い、勝手な行動をしてはならない。

○避難訓練

- ①元請が実施する避難訓練は、あなたの命を守る訓練ですから、真剣に取り組んでください。
- ②緊急地震速報が出されたときには、日頃の訓練の成果を十分に生かし、職長（技能実習指導員）の指示に従い安全な場所へ避難します。

○おぼえておきたい日本語、安全標識・看板の例

①担架（たんか）

◆けがした ひとを のせて はこぶ どうぐ。



②AED（えい いー でいー）

◆しんぞうびょうで たおれた ひとを きゅうめいする ための きぐ。

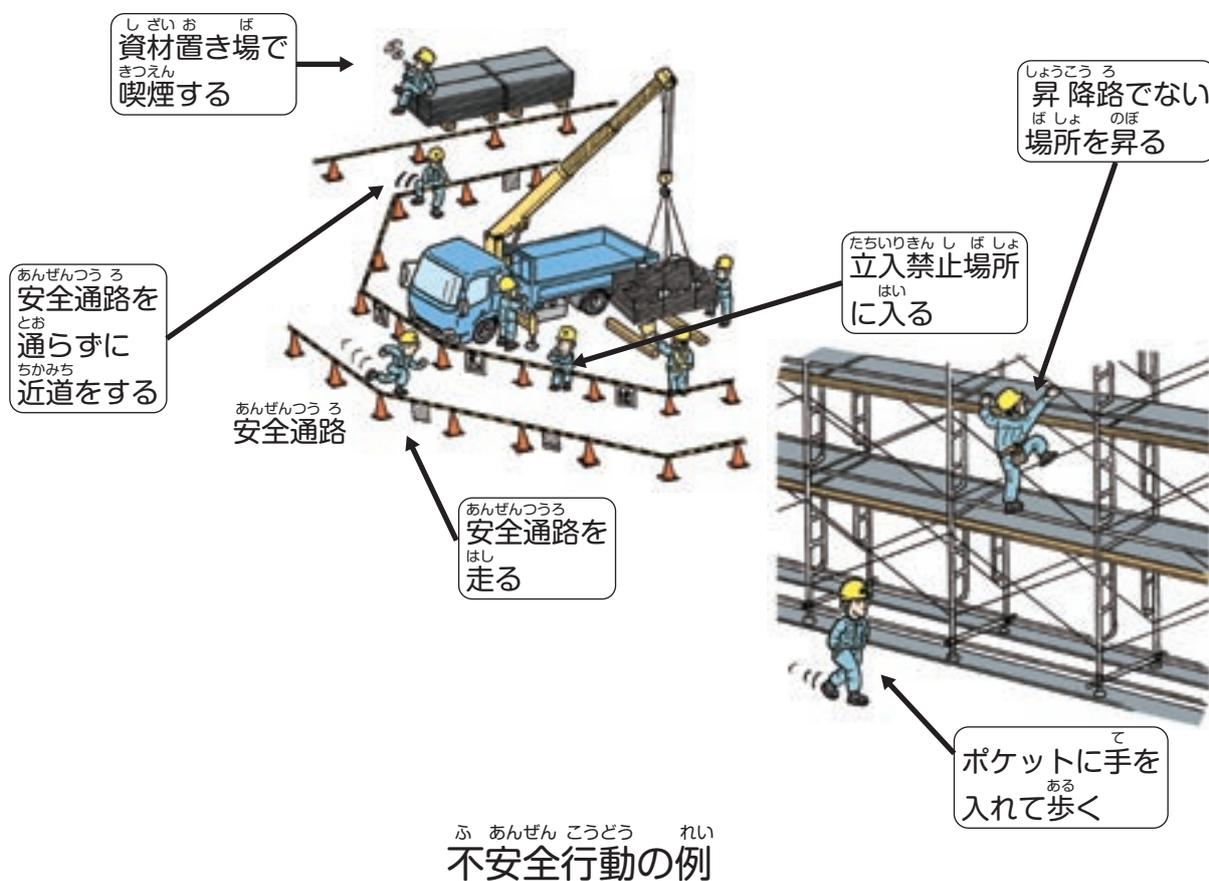


③酸欠注意（さんけつ ちゅうい）

◆さんそ のうどが ひくい くうきを すわないよう きを つけて さぎょうを おこなう。



第13 不安全行動はどうすれば防げるか？



○対応の必要性

労働者の行動を原因（不安全行動、ヒューマンエラー）とする労働災害が多くみられています。平素から作業手順に従った作業や安全活動を心がけ、自ら労働災害を引き起こさないよう安全作業に取り組むことが重要です。

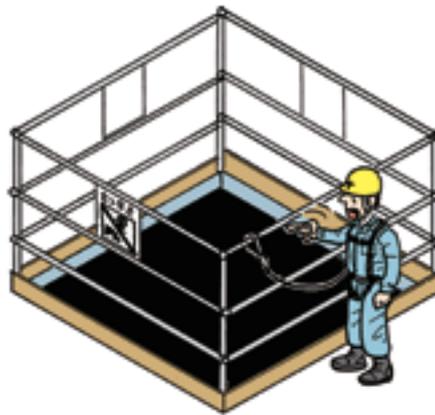
○不安全行動、ヒューマンエラーの代表的パターン

- ①危険軽視・慣れ→これくらい大丈夫、平気だ
- ②近道行為、省略行為→面倒くさい、じゃま
- ③無知、未経験、不慣れ→知らない、経験不足による判断ミス
- ④不注意→うっかり、ぼんやり

第14 建設現場での安全活動にはどのようなものがあるか？

きけんよちかつどう
危険予知活動

ゆびさしこしょう れい
指差呼称の例



て
手すり ヨシ!!
あんぜんたい
安全帯 ヨシ!!

あんぜんたい て か
安全帯の手すり掛け
ヨシ!!



○対応の必要性

建設現場では労働災害を防止するため、各種の安全活動が展開されています。これらの趣旨、内容を十分理解し、積極的に安全活動に参加することが大切です。

○代表的な安全活動、安全標識・看板の例

①危険予知活動 (KYK) (きけんよちかつどう (けー わい けー))

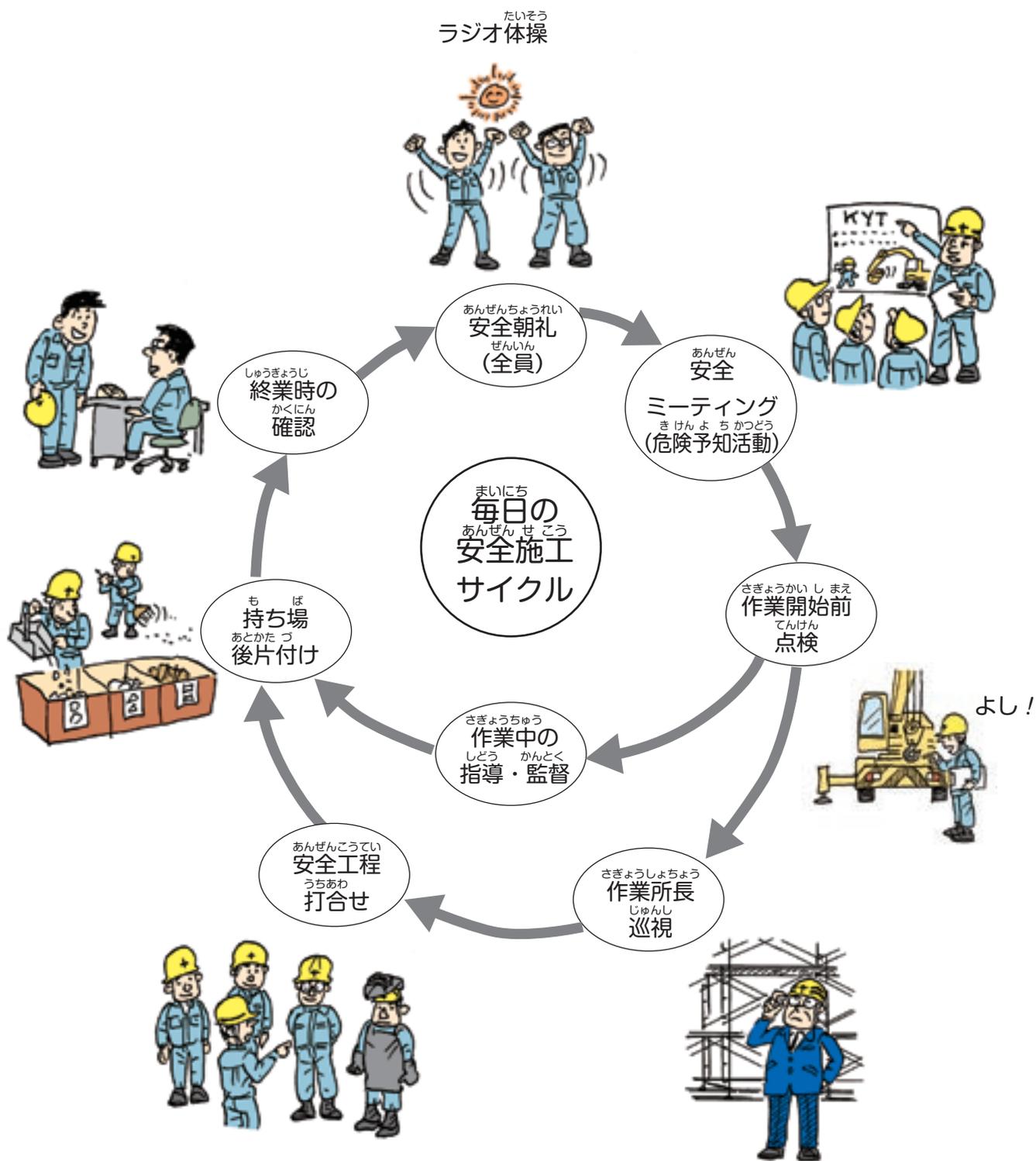
仕事を行っていくうえで、事前に危険をみんなで予測することで、危険に対するこわさを感じ取る練習の事です。いつも安全ミーティングのときに行います。

②指差呼称で安全確認 (ゆびさしこしょうで あんぜん かくにん)

声を出して指で場所を指して安全を確認することで、脳に刺激を与え、自分の耳でもう一度確かめる活動です。



第15 建設現場における一日の安全活動を理解し積極的に参加！



JITCO